

(史料一)

讚岐國留守所下文案。東寺百合文書二

留守所下 多度郡首 郡司

可慥加檢知徵充修理料曼陀羅寺領畠地子物事

右、修理破壞道場事、尤要須善根也、然者前司度之、御判明白也、而近來號本寺別當使、妨制修理上人之所知之由云之、不可然事也、早止他妨、偏可充修理料之狀、所仰如件、郡宜承知、依件加實檢、即郡司爲檢校、令遂修理之勤、不可違失、故下、

康平六年六月八日

府老佐伯 在判

掾 凡 在判

府老凡宿 在判

散位惟宗宿 在判

(史料二)

曼荼羅寺僧善芳解案。東寺百合文書二

〔依曼堂場修造料代之御判明白也、在地郡司承知、可停止件妨、若有指故者、御下向之日可愁申之、

府老佐伯 在判

掾 凡 在判

府老凡宿 在判

散位惟宗宿 在判

曼荼羅寺住僧善芳解申請 留守所裁事

請被任道理裁定、善通寺別當目代男并僧勝命等號

末寺所領、麥畠地子物物留、不令遂修造愁狀、

副進前司御判文等

右、善芳謹檢 物情、件道場弘法大師建立、無上聖跡也、

雖然破壞顛倒、佛像經典可失給、膽此肝膽難拭目也、前
司 御任取材木擬修造處、貧道無刀、難遂修造、而間善通
寺別當雖到來、專件寺家不進退、今年俄別當目代男勝命
等、見富(作九)地子物不令寺用旨、未知其理者、郡司許賜
御判、彼地子物徵納、被令充繩槎比曾天夫食物等、仍注
子細、以解、

康平六年五月十三日 僧善芳

(史料3)

讚岐國留守所下文。東寺百金書言

留守所下 善通寺三綱

可以本別當令執行寺家雜事

右、依 廳宣、以本別當可令執行寺務之狀、所仰如件、
寺家宣承知、依件行之、故下、

應德元年十二月五日

散位 紀朝臣

藤原朝臣

橘朝臣

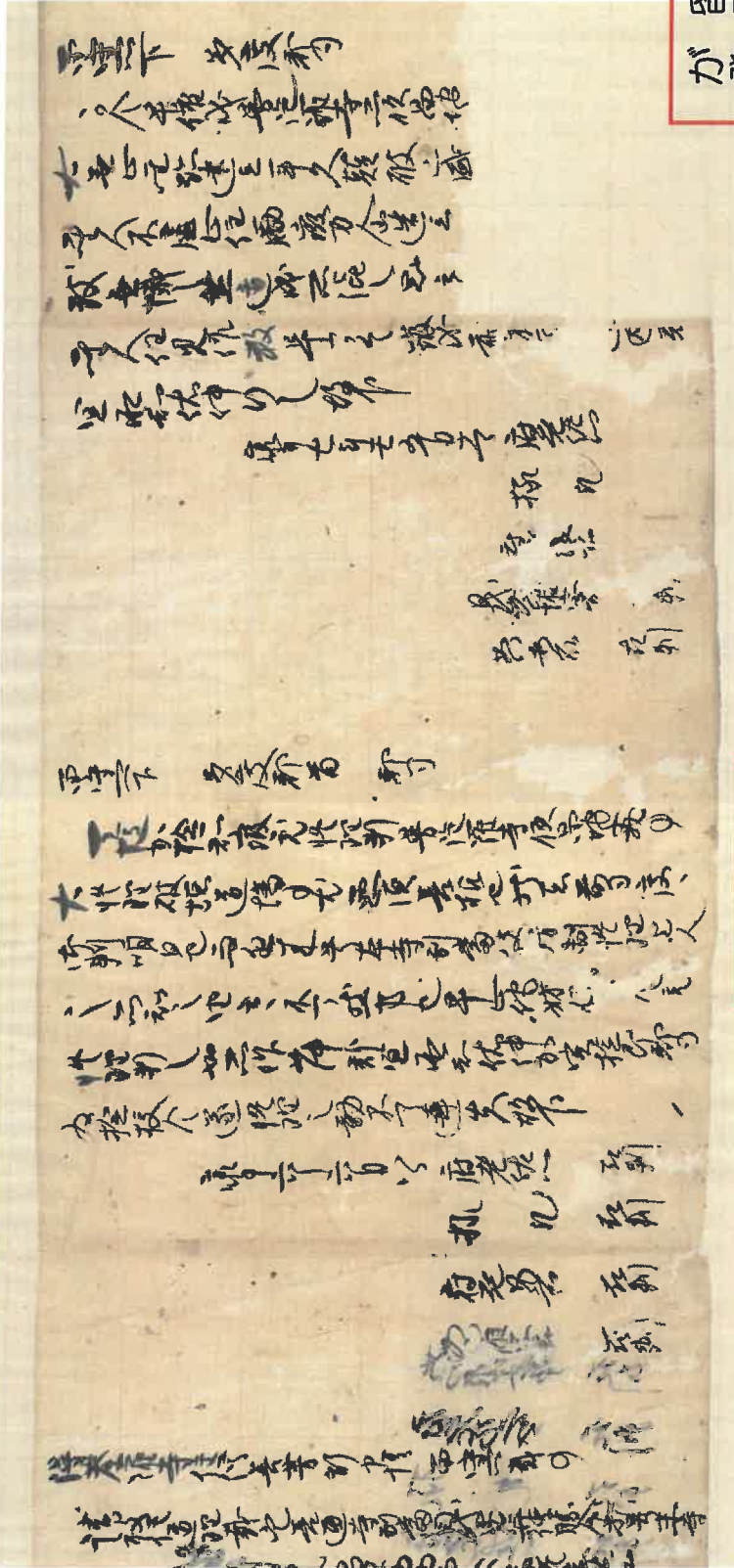
紀朝臣 (花押)

目代三善宿禰 (花押)

くだし
西み
西ん

下文案から見る留守所

留守所下 多度郡司



国司から郡司へ、七回様に留守所から郡司へ「下文」が発行される。

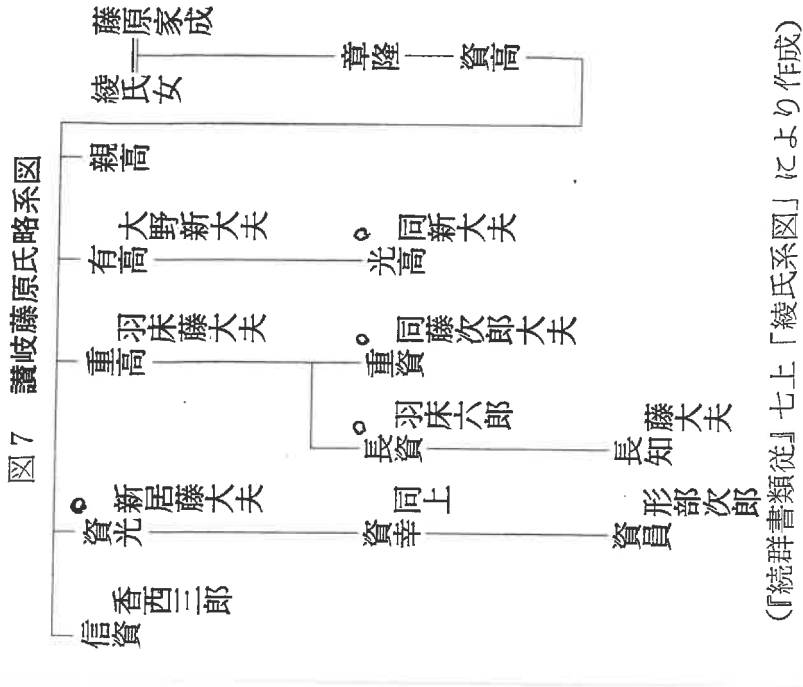
日付の下に佐伯氏が署名するのは、多度郡の案件のため。

府老 **佐伯**
 掾 凡
 府老 綾宿 (称)
 目代散位 惟宗宿、
 散位 安宿

留守所を運営している在庁官人たちが署名をしている。

府老 佐伯
 掾 凡
 府老 凡宿 (称)
 散位 惟宗宿 (称)

署名部分には、佐伯^{（親）}、凡、綾^{（親）}、惟宗（秦）といった、讃岐各地に勢力を持っていた旧来の豪族たちの氏族名が見える。彼らが、在庁官人として、国府周辺に駐在し政務を執つたとすると、発掘調査から判明した屋敷地の集合体という国府の変貌した姿は、留守所の実態といえるであろう。



吾妻鏡

『新訂増補國史大系』

元暦元年九月

十九日乙巳、平氏一族、去二月被破、攝津國一谷要害之後、至于西海、掠虜彼國之、而爲被攻、襲之、被發遣軍兵、訖、以橘次公業爲一方先陣之間、着讚岐國、誘住人等、欲相具、各令歸伏、構運志於源家之輩、注出交名、公業依執進之、有其沙汰、於今者、彼國住人可隨公業下知之由、今日所被仰下也、

在御判

下 讚岐國御家人等

可早隨橘等公業下知、向西海道合戰事、右國中輩、平家押領之時、無左右、御方參交名折紙、令經御覽畢、尤奉公也、早隨彼公業下知、可令致勲功忠之狀如件、

元暦元年九月十九日

讚岐國御家人

注進 平家當國屋嶋落附御坐捨參源氏御方奉、參京都候御家人交名事

藤大夫資光	同子息新大夫資重	同子息新大夫能資
藤次郎大夫重次	同舎弟六郎長資	藤新大夫光高
野三郎大夫高包	橘大夫盛資	三野首領盛資
仲行事員房	三野九郎有忠	三野首領太郎
同次郎	大麻藤太家人	

右度ニ合戦、源氏御方參、京都候之由、爲、入、鎌倉殿御見參、注進如、件、

元暦元年五月日

レ

(史料 5)

平家物語

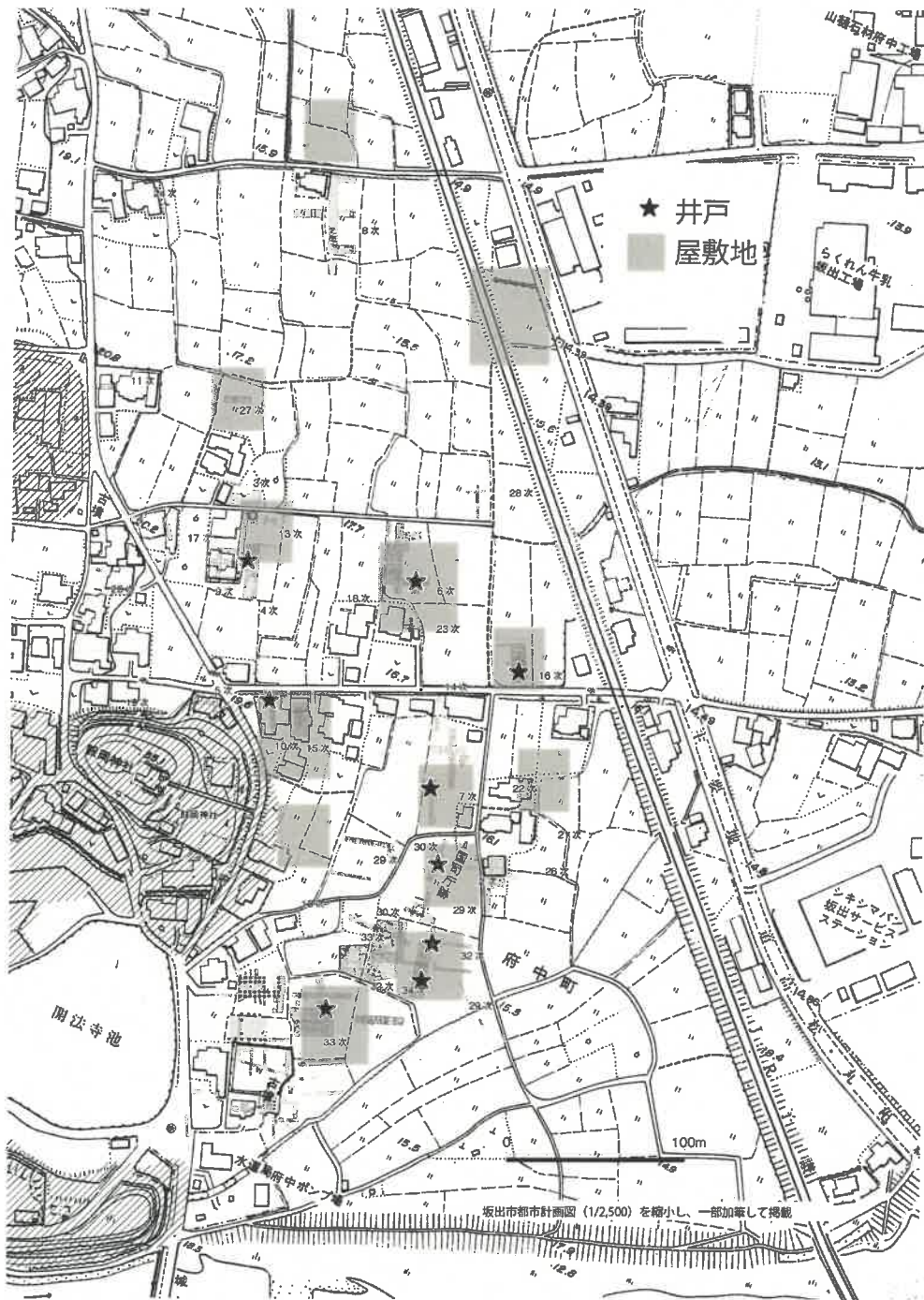
『日本古典文学大系』

六ヶ度軍

平家福原へわたり給て後は、四國の兵したがい奉らず、中にも阿波讃岐の在廳ども、平家をそむいて源氏につかんとしけるが、抑我等は、昨日今日まで平家にしたがうたるものの、今はじめて源氏の方へまいりたりとも、よももちゐられじ、いざや平家に矢ひとつの(射)かけ、それを面にしてまいらんとて、門脇中納言、子息越前三位、能登守、父子三人備前國下津井に在ますと聞えしかば、討だてまつらんとて、兵船十餘艘でよせたりけり、能登守是をきく、にくるやつ原かな、昨日今日まで我等が馬の草きつたる奴原が、すでに契を變ずるにこそあんなれ、其義ならば一人ももらさずつてやとて、小舟どもにとりのつて、あますな、もらすなとてせめ給へば、四國の兵物共、人目ばかりに矢一射て、のかんとこそ思ひけるに、手いたうせめられたてまつて、かなはじとやおもひけん、とをまけにして引退き、宮この方へ

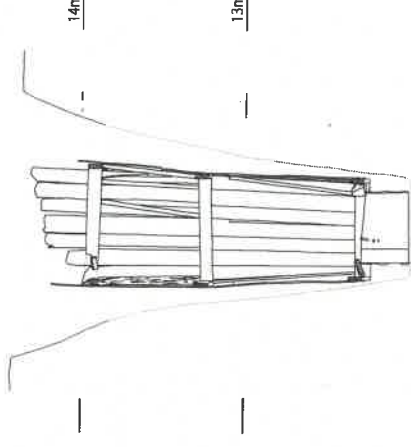
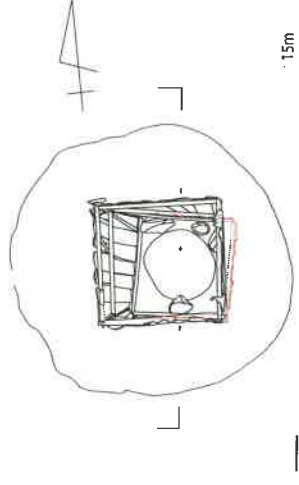
にげのぼるが、淡路國あはぢのくにふく良の泊とまりにつきにけり、其國そのくにに
源氏二人あり、故六條判官ころくどうのはんぐわんだぬよし爲義すゑのこが末子、賀茂冠者かものくわんじやよ義
嗣しつぎ・淡路冠者あはぢのくわんじやよしき義久と聞えしを、四國の兵共よつこくつはものども、大將たいしやうにたの
んで、城じやうじやう・塚つかを構かまへて待まちところに、能登殿のとだるやがてをしよせ
責せめ給たまへば、一日たうかひ、賀茂冠者かものくわんじやよ打うち死しす、淡路冠者あはぢのくわんじや
はいた手て負まて自害じがいしてんげり、能登殿防矢のとだるふせきやるける兵へいもの
ども、百卅餘人よひゃくさんじゆが頸くび切きつて、討手うごての交名けうみやうするいて、福原ふくはら
くまいらせらる。

讃岐国府 最後の姿



11世紀中ごろ～13世紀の讃岐国府跡では南北約600m、東西約250mの範囲に複数の屋敷地が密集する。県内の確認例では在地領主居館的な屋敷地は単体で存在することが多く、こうした景観は極めて特異な姿といえる。文献資料から、当該期の讃岐国府には「留守所」が置かれたことが判明しており、これら屋敷地の集合体が国衙機能^{こくが}を継承するならば、「留守所」の実態を反映するかもしれない。

屋敷地内の井戸（讃岐国府跡）



11世紀中ごろ～13世紀の讃岐国府跡では、複数の屋敷地が密集しており、各屋敷地には井戸が完備される。第6次調査では、多くの柱穴が集中する一角に井戸があり、その脇には屋敷墓（火葬墓）も認められる。井戸は長さ2m前後の板材を、一辺0.8mほどの方形組みの木枠内に差し込む構造で、底面に曲げ物を置いて水溜めとする。